

第 14 次最低工賃新設・改正計画に対する実施状況

宮城県男子服・婦人服 製造業最低工賃が適用となる委託者・家内労働者数

(男子服・婦人服製造業家内労働実態調査結果表より)

	委託者	家内労働者
平成 19 年 10 月 1 日	31	359
平成 21 年 10 月 1 日	27	328
平成 23 年 10 月 1 日	13	147
平成 25 年 10 月 1 日	18	175
平成 28 年 10 月 1 日	16	160
令和 2 年 11 月 1 日	8	56
令和 5 年 9 月 30 日	8	58

宮城県電気機械器具製造業最低工賃が適用となる委託者・家内労働者数

(電気機械器具製造業家内労働実態調査より)

	委託者	家内労働者(補助者を含む)
平成 18 年度調査	12	196
平成 20 年度調査	10	131
平成 22 年度調査	10	177
平成 26 年度調査	8	103
平成 29 年度調査	9(+1)	97(+19)
令和 3 年度調査	10	84

※29 年度の () 内の数値は、調査締切後に報告があったもの

直前の宮城県最低工賃改正状況

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃	平成 28 年度改正(平成 29 年 5 月 4 日発効)
宮城県電気機械器具製造業最低工賃	令和 3 年度改正(令和 4 年 4 月 15 日発効)

第14次最低工賃新設・改正計画

令和 4 年度	設定なし
令和 5 年度	宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正
令和 6 年度	宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正

計画では本年度は、宮城県男子服・婦人服最低工賃改正審議予定。令和2年度に主要委託者1社を含む3社が倒産や事業縮小し、最低工賃が適用となる家内労働者数が100人を大きく割込み、業況も厳しく、改正の諮問を見送ってきた経緯がある。令和5年度も調査を行ったが、家内労働者数、業況に大きな変化はなく、令和6年1月25日に開催した家内労働部会において、改正諮問を見送ることが承認された。

令和6年度は宮城県電気機械器具製造業最低工賃改正の予定。こちらも適用となる家内労働者数が減少し100人を割込む状況であり、次年度の統計調査結果や電気業界の業況を確認の上、諮問について検討する予定である。